

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 27 年 9 月 16 日 答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 4件

厚生年金保険関係 4件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500018号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500107号

第1 結論

請求期間のうち、請求者のA社における平成18年3月1日から同年4月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成18年3月の標準報酬月額については、26万円から34万円とする。

平成18年3月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成18年3月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成6年7月1日から平成20年2月1日まで

A社に勤務した期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に受けていた報酬額より低いので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間のうち平成18年3月1日から同年4月1日までの期間については、請求者が保管するA社の給料支払明細書により、請求者が、当該期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額(26万円)を超える報酬月額(34万7,000円)の支払いを受け、当該報酬月額に基づく標準報酬月額(34万円)を超える標準報酬月額(41万円)に見合う厚生年金保険料(2万1,840円)を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間のうち、平成18年3月1日から同年4月1日までの期間に係る標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、給料支払明細書で確認できる報酬月額から、34万円とすることが必要である。

一方、請求期間のうち平成6年7月1日から平成18年3月1日までの期間及び平成18年4月1日から平成20年2月1日までの期間については、請求者は、給料支払明細書等の給与からの厚生年金保険料の控除を確認できる資料を保管しておらず、A社も、関連資料を保管しておらず、給与からの厚生年金保険料の控除について回答を得られないことから、当該期間に係る給与からの厚生年金保険料控除について確認できない。

このほか、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事

情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、平成 18 年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間に係る請求者の届出を社会保険事務所（当時）に提出したか否かについては回答を得られず、厚生年金保険料については納付したと回答しているが、年金事務所が保管している請求者に係る厚生年金保険被保険者標準報酬月額算定基礎届に記載された報酬月額がオンライン記録における標準報酬月額に見合う額となっていることから、事業主から上記報酬月額をオンライン記録どおりの標準報酬月額に見合う額として厚生年金保険被保険者標準報酬月額算定基礎届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の平成 18 年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間に係る訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500242号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500108号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和45年9月1日から昭和45年10月1日まで

請求期間はB社(名称変更後は、C社)からA社へ籍を移し、A社でも引き続いて経理事務を行い給与も支給されていたので、調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の回答から、請求者が請求期間においてA社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、適用事業所名簿によれば、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和45年10月1日であることから、請求期間において同社は厚生年金保険の適用事業所とはなっていない。

また、請求者と同様にB社で昭和45年9月1日に厚生年金保険の資格を喪失し、A社で同年10月1日に厚生年金保険の資格を取得した複数の同僚に照会したが、請求者が請求期間に事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを裏付ける資料及び陳述を得ることはできない。

さらに、A社の請求期間当時の事業主は現住所が不明のため照会ができない上、B社の請求期間当時の事業主は既に亡くなっているため、請求期間に請求者の給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうかを確認することができない。

加えて、A社の解散時(平成10年12月10日)の事業主は、厚生年金保険の適用事業所となった昭和45年10月1日当時のことはわからず、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる資料等もないと陳述している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500292号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500110号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和49年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成18年4月

年金記録を確認したところ、平成18年4月にA社から支給された賞与が記録されていないが、賞与を支給され、賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、調査の上、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

B社は、関係資料は保管されておらず、請求に係る賞与の支給及び賞与からの厚生年金保険料の控除について不明と回答しており、請求者も賞与明細書等の賞与が支給されたことが確認できる資料を保管していないことから、請求期間に係る賞与の支給及び賞与からの厚生年金保険料控除について確認できない。

また、C銀行D支店から提出された請求者に係る取引明細表(預金)によると、オンライン記録により賞与記録が確認できる平成18年7月及び同年12月賞与については、A社からの振込が確認できるものの、同年4月については賞与の振込は確認できない。

さらに、E健康保険組合は、請求者に係る平成18年4月の賞与記録はないと回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500293号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500111号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和48年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成18年4月

年金記録を確認したところ、平成18年4月にA社から支給された賞与が記録されていないが、賞与を支給され、賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、調査の上、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

B社は、関係資料は保管されておらず、請求に係る賞与の支給及び賞与からの厚生年金保険料の控除について不明と回答しており、請求者も賞与明細書等の賞与が支給されたことが確認できる資料を保管していないことから、請求期間に係る賞与の支給及び賞与からの厚生年金保険料控除について確認できない。

また、C銀行D支店から提出された請求者に係るお取引明細表(預金)によると、オンライン記録により賞与記録が確認できる平成18年7月及び同年12月賞与については、A社からの振込が確認できるものの、同年4月については賞与の振込は確認できない。

さらに、E健康保険組合は、請求者に係る平成18年4月の賞与記録はないと回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500306号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500109号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成18年4月

勤務していたA社から、平成18年4月に賞与を支給され厚生年金保険料を控除されていたが、記録がないので、当該賞与を記録し、年金額に反映させてほしい。

第3 判断の理由

B社は、関係資料は保管されておらず、請求に係る賞与の支給及び賞与からの厚生年金保険料の控除について不明と回答しており、請求者も賞与明細書等の賞与が支給されたことが確認できる資料を保管していないことから、請求期間に係る賞与の支給及び賞与からの厚生年金保険料控除について確認できない。

また、C銀行D支店から提出された請求者に係る普通預金元帳によると、オンライン記録により賞与記録が確認できる平成18年7月及び同年12月賞与については、A社からの振込が確認できるものの、同年4月については賞与の振込は確認できない。

さらに、E健康保険組合は、請求者に係る平成18年4月の賞与記録はないと回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。